

(お知らせ) マメ科ツルサイカチ属(ローズウッド)及びブビンガ属 3 種の解釈について

平成 30 年 1 月 15 日

(平成 30 年 7 月 17 日、平成 30 年 10 月 10 日更新)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室

平成 29 年 1 月 2 日より、マメ科ツルサイカチ属 (*Dalbergia* spp.)、ブビンガ属 3 種 (*Guibourtia demeusei*、*Guibourtia pellegriniana*、*Guibourtia tessmannii*) (以下、「ローズウッド」という) がワシントン条約附属書 II に掲載されておりますが、第 69 回ワシントン条約常設委員会において、条約の適用除外となる解釈 7 の #15 b) 「船積みごとの合計の最大重量が 10kg 以下の非商業的輸出」について、COP18 (平成 31 年 5 月開催予定) までの暫定的な解釈が合意されましたので、お知らせいたします。以下の(1)「非商業的輸出」であつて、(2)「船積みごとの合計の最大重量が 10kg 以下」に当てはまる場合には、条約の適用除外となります。念のため、解釈 7 の #15 b) を適用し輸出を行う際には、事前に相手国側にもご確認下さい。国によって一部取り扱いが異なる可能性があります。

このお知らせは、ワシントン条約事務局が全締約国に対して送付した通知に基づき作成しております。通知の内容については以下をご覧ください。

<https://cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2017-078.pdf>

1. 解釈 7 の #15 b) の解釈について

(1) 「非商業的輸出」について

「非商業的輸出」には、輸出貨物(楽器等)の販売を目的としない、以下に記載するケースが該当します。なお、貨物は輸出時点で販売されなくても、将来的な販売を目的とした輸出である場合には商業的輸出とみなされますので、ご注意下さい。

| 非商業的輸出(例) | 商業的輸出(例) |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 個人的な使用(旅行・引越等)※1● 演奏(有償・無償を問わない)目的又はその貸与※2● 博物館への展示又は貸与※2● 競技会(コンペ)への出品又は貸与※2● 修理(有償・無償を問わない。修理用部品(※3)の輸出入を除く。)※2● 商品の販売サービス後の保証の対象となる販売者又は製造者への返送(なお、返送後に代替品を送付する際には当該輸出国の発行する CITES 証明書が必要です。) | <ul style="list-style-type: none">● 販売目的● 見本市● 商談会を伴う展示会● 将来的な販売を目的とした店頭やショッピングモールでの展示、サンプル品の出荷● 左欄に記載のないものは、全て商業的輸出とみなします |

※1 我が国で購入した楽器等をお土産品として海外へ輸出する場合は、「個人的な使用」と

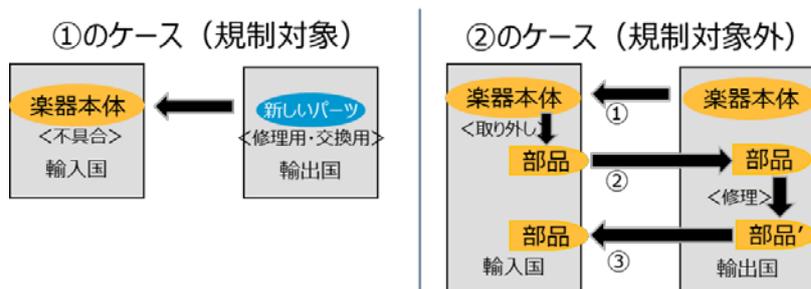
お知らせ内容は更新される場合がありますので、最新情報はHPでご確認ください。お願いします。

はみなされません。なお、解釈7の#15b)とは別の特例制度において、免除が認められ日本の輸出手続きが不要となる場合があります。輸入国においても同じ内容の特例があるか事前にご確認下さい。特例の詳細な内容は以下をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_tokurei.html

※2 その品物が最終的に所有者の元に戻ることを前提とします。

※3 ①修理を目的とした交換用パーツは「非商業的輸出における修理」には含まない(規制対象)とみなします。②販売後の商品の一部を取りはずして輸出に返送し、修理後に再輸出する場合は「非商業的輸出における修理」(規制対象外)とみなします。



(2)「船積みごとの合計の最大重量が 10kg 以下」について

非商業的輸出の場合に認められる「船積みごとの合計の重量」については、個々の輸出貨物に使用されているローズウツドの重量とし、この重量が 10kg 以下であれば条約の適用除外となります。なおローズウツドの総重量が明確でない場合は、引き続き当該荷物の総重量をローズウツドの重量とみなします。

(3)オーケストラや音楽アンサンブル等が複数の楽器を1回の船積みで輸出する場合

オーケストラ、音楽アンサンブル及び同様の団体が複数の楽器を1回の船積みで輸出すると、ローズウツドの重量が全体で 10kg を超えることがあります。個々の楽器のローズウツドの重量が 10kg 以下であれば、その楽器については「統合出荷」として条約の適用除外となります。ただし、単一の輸入者・輸出者と単一の荷受人・荷送人であることが必要です。

2. 条約の適用除外となる解釈7の#15 b) 該当の表示方法について

輸出する貨物が解釈7の#15 b) に該当する場合、①附属書Ⅱのローズウツドであること、②ローズウツドの重量、③輸出の目的をインボイス等に明示し、税関において条約適用外であることが確認できるようにする必要があります。記載例をお示ししますので、参考にしてください。

(記載例)

Rosewood contained in this instrument is (Dalbergia latifolia of / subject to) CITES Appendix II.

This shipment is intended for a return to the manufacturer after sale, and the weight of the rosewood portion is 0.4kg. Therefore, it corresponds to non-commercial export of Dalbergia spp. under the annotation #15 b) of the interpretation 7 of the CITES Appendices and is subject to exemption from the CITES

お知らせ内容は更新される場合がありますので、最新情報はHPでご確認くださいようお願いします。

regulations.

#15

All parts and derivatives are included, except:

b) Non-commercial exports of a maximum total weight of 10kg. per shipment.

(本件問い合わせ先)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
03-3501-1723(直通)